

# 18歳選挙

公職選挙法の一部改正により、今回の参議院選挙から、選挙権が認められる年齢が「18歳以上」に引き下げられました。

少子高齢化・人口減少が進む日本社会をこの先支えていく若い世代に、積極的に政治に参加してもらいたい。選挙権を持つことによって、「社会の担い手である」という意識をより高めてもらいたい。さまざまなメディアを通してたくさん情報に接し、選育んできた若い世代ならではの考えを、選挙を通して国に届けて欲しい。「18歳選挙」にはこのような願いが込められています。



「18歳選挙」は、若い世代の考え方将来に活かすための取組です。

## 知名町議会議員選挙について

平成28年9月13日の任期満了に伴い、町議会議員選挙を行います。  
主な日程は、次のとおりです。

- 立候補届出・告示 8月23日（火）
- 投票日 午前8時30分～午後6時まで 各投票所
- 開票 午前7時から午後6時まで 中央公民館
- 午後8時から

みんなで徹底しよう三ない運動

## 贈らない！求めない！受け取らない！



## 有権者が求めることも禁止されています

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。次の①から④まで及び⑥の項目によつて処罰されると、公民権停止（※）の対象となります。寄附禁止のルールを守つて、明るい選挙を実現しましょう。

※「公民権停止」とは？選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加等が禁止されること。

### ①政治家の寄附禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人へ寄附を行なうことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも禁止されています。

### ②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家名義の寄附を求めることが禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

### ③政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対しても、政治家の氏名を

表示したり、氏名が類推される

ような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関する寄附をすると処罰されます。

### ④後援団体からの寄附禁止

政治家の後援団体（後援会など）が行う寄附も、政治家の寄附同様に禁止されています。

「後援団体の設立目的により行

う行事または事業に関する寄附」は例外とされていますが、

この場合も花輪、供花、香典、祝儀などや選挙前一定期間にされるものは禁止されています。

### ⑤年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状等の時候のあいさつ状（電報等を含む）を出すことは禁止されています。

### 禁止されている寄附の例

病気見舞い・祭りへの寄附や差入れ・地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ・結婚祝、香典（政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合がある）・葬式の花輪、供花・落成式、開店祝の花輪、町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差入れ・入学祝、卒業祝・お中元、お歳暮など



問 選挙管理委員会（総務課）  
電話 (84) 3156